八王子市消費生活ニュース

編集・発行 八王子市消費生活センター/同消費生活啓発推進委員会

2023年5月 (令和5年) 第141号

昨年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

18歳、19歳

成年年齢引下げに伴う 若年者の契約トラブルに注意!

民法改正により2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた「未成年者取消権」によってその契約を取り消すことができます。しかし、成年になって結んだ契約はその行使ができなくなります。

特に、若年者を狙った「うまい儲け話(情報商材や暗号資産など)」の 契約トラブルに、成人になったばかりの18歳・19歳が巻き込まれる恐れが あります。

契約内容をよく確認し、家族や周囲の人に相談するなど、冷静慎重な判断で契約トラブルから自分の身を守りましょう。





- ・インターネットの広告動画やSNSの情報を簡単に信じない
- ・友人や異性などからの誘いで断りにくいと思っても、不要な契約ははっきり断る
- ・「すぐに元が取れる」などと言われても、借金をしてまで契約しない

毎年5月は消費者月間

※「消費者保護基本法(消費者基本法の前身)」が 昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」 とされました。

(消費者庁HPより引用)



TOKYOエシカルパートナー企業・団体に参加

「TOKYOエシカル」は、東京都が令和4年度に立ち上げた新プロジェクトです。 本プロジェクトには、「エシカル消費」につながる取組を実施している約160のパート ナー企業・団体が参加し、ネットワークを構築しています。その上で、エシカル消費を 日常にするための社会的ムーブメントを創出するとともに、エシカル消費を実践しやす い環境の整備をめざしていくものです。

八王子市は本プロジェクトの趣旨・目的に賛同し、ともにエシカル消費に係る取組を 推進します。 (東京都田より一部引用)

「TOKYOエシカル」HP https://www.ethical-action.tokyo/



契約のトラブルなどでお困りの際は、まずご相談ください /

八王子市消費生活センター



相談専用電話: **20**42 - 631 - 5455 月~土曜日の午前9時~午後4時30分(祝・休日、年末年始を除く)

*年末年始を除く祝・休日については「消費者ホットライン」☎ 188でご相談(午前10時~午後4時) を受け付けています。

- *相談は無料、秘密は守られます。
- *クリエイトホール休館日は、電話及びメールフォームによる相談をお受けしています。
- *土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

〒192-0082 八王子市東町5-6 クリエイトホール地下1階 電話:042-631-5456 FAX:042-643-0025

メールフォームによる相談

メールフォームによる相談をお 受けしています。ご利用は右の 二次元コードまたは下記アドレ スから!



https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/ 005/001/002/p007214.html